

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（化学分析棟で使用する核燃料物質の追加および化学分析棟の増床に伴う管理対象区域図の変更）に係る面談
2. 日時：令和5年12月26日（火）13:00～14:30
3. 場所：原子力規制庁4階委員応接室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
松田室長補佐、山下安全審査専門職
佐藤室長補佐、森審査班長（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当1名（テレビ会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（化学分析棟で使用する核燃料物質の追加および化学分析棟の増床に伴う管理対象区域図の変更）について、資料に基づき説明があった。
- 原子力規制庁は説明を受けた内容について事実関係を確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。
 - 「Ⅰ. 全体工程及びリスク評価について講ずべき事項」に関して、分析対象物を追加すること等が1F全体のリスク低減にどのように資するのか示すこと。
 - 「Ⅱ. 8 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理」に関して、本変更認可申請により発生する廃棄物の量について、既認可の想定保管量に見込まれているのかを含めて整理し示すこと。
 - 「Ⅱ. 8 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理」に関して、廃液に含まれている核種に応じた分類の仕方を示すこと。
 - 「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」に関して、原子炉等規制法第41条への該当の有無について記載すること。
 - 「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」に関して、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則第3条の規定による遮へい能力について、評価に用いた前提条件及び計算過程を示すこと。
 - α 核種の分析について、分析対象物の測定頻度を整理し示すこと。
- 東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. 資料

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（化学分析棟で使用する核燃料物質の追加および化学分析棟の増床に伴う管理対象区域図の変更）
- 「特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項」該当項目整理表（案件：化学分析棟で使用する核燃料物質の追加および化学分析棟の増床に伴う管理対象区域図の変更）

以上